

青森県報

号外第六十八号

平成十九年
七月十三日
(金曜日)

目次

公安委員会

○被留置者による再審査の申請等に係る調査手続き等に関する規則……………(監察課) ……一

公安委員会

被留置者による再審査の申請等に係る調査手続き等に関する規則をここに公布する。

平成十九年七月十三日

青森県公安委員会委員長 橋本 八右衛門

青森県公安委員会規則第十三号

被留置者による再審査の申請等に係る調査手続き等に関する規則

第一章 総則

(趣旨)

第一条 この規則は、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律(平成十七年法律第五十号。以下「法」という。)第二百三十条及び第二百三十二条の規定に基づき、青森県公安委員会(以下「公安委員会」という。)に対してされる再審査の申請及び事実の申告に係る調査手続き等に関し必要な事項を定めるものとする。

(受付等)

第二条 公安委員会に対してされた再審査の申請を行う書面(以下「再審査申請書」

という。)及び事実の申告を行う書面(以下「事実の申告書」という。)は、公安委員会補佐官(以下「補佐官」という。)その他青森県警察組織規則(昭和三十六年十一月青森県公安委員会規則第十五号)第三条第二号に規定する苦情の受理を担当する職員が受付するものとする。

2 補佐官は、前項に規定する再審査申請書又は事実の申告書を受付したときは、再審査申請書・事実の申告書受付台帳(別記様式第一号)に受付年月日等必要な事項を記入し、受付した再審査申請書又は事実の申告書の写しを編てつするとともに、受付した再審査申請書又は事実の申告書を速やかに警察本部の留置業務主管課長(以下「主管課長」という。)に送付しなければならない。

3 前項に規定する送付を受けた主管課長は、当該再審査申請書又は事実の申告書を受理するとともに、再審査申請書受付表(別記様式第二号)又は事実の申告書受付表(別記様式第三号)に必要な事項を記載し、その内容を速やかに公安委員会に報告しなければならない。

4 公安委員会は、法第二百三十条第三項又は法第二百三十二条第三項において準用する法第六十条に規定する調査をするため必要があるときは、警察本部長(以下「本部長」という。)に命じ、再審査の申請人又は事実の申告人その他の関係者に対し質問をさせ、若しくは物件の提出を求めさせ、これらの者が提出した物件を留め置かせ、若しくは検証を行わせることができる。

5 補佐官は、第三項に規定する報告が適切に行われるよう主管課長に助言するものとする。

第二章 再審査の申請

(再審査申請書の用紙の交付)

第三条 留置業務管理者(法第十六条第一項に規定する留置業務管理者をいう。以下同じ。)は、被留置者が法第二百三十条第一項に規定する再審査の申請をすることを希望する場合には、当該被留置者に対し、再審査申請書(別記様式第四号)の用紙を交付するものとする。

(再審査申請書の作成)

第四条 留置業務管理者は、再審査申請書を自書することができない者から代書の申出があった場合には、留置業務管理者が指定する留置担当官(法第十六条第二項に規定する留置担当官をいう。以下同じ。)に代書させるものとする。

2 留置業務管理者は、被留置者が二人以上共同して、又は他の者に代わって再審査申請書を作成することを申し出た場合には、これを認めないものとする。

3 留置業務管理者は、再審査の申請をすることを希望する被留置者が再審査申請書の発送を申し出た場合には、留置担当官を立ち会わせたうえ、当該被留置者自らが封筒に再審査請求書を入れ、封かんした後、留置担当官に提出させるものとする。

4 被留置者が作成中の再審査申請書を保管場所に保管する場合には、留置担当官を立ち会わせたうえ、当該被留置者自らが封筒に再審査申請書を入れ、封かんした後、留置担当官に提出させるものとする。

(申請期間)

第五条 法第二百三十条第三項において準用する行政不服審査法(昭和三十七年法律第六十号。以下「審査法」という。)第十四条に規定する審査請求期間には、留置施設において再審査申請書の送付手続に要した日数を含めるものとする。

(補正)

第六条 公安委員会は、法第二百三十条第三項において準用する審査法第二十一条の規定により再審査の申請が不適法であつて補正できるものであるときは、再審査申請書を提出した者(以下「申請人」という。)に対し、補正命令書(別記様式第五号)により補正を命じるものとする。

(留置業務管理者に対する報告、資料等の提出命令等)

第七条 公安委員会は、法第二百三十条第三項において準用する法第六十条第二項の規定により留置業務管理者に対する報告又は資料その他の物件の提出を命じる場合は、報告、資料等提出命令書(別記様式第六号)により行うものとする。

2 公安委員会は、前項の規定により資料その他の物件(以下「資料等」という。)の提出を受けたときは、留置業務管理者に対して預り証(別記様式第七号)を交付しなければならない。

3 公安委員会は、資料等保管簿(別記様式第八号)を備え付け、資料等を保管した場合に必要な事項を記載しておかなければならない。

4 資料等を返還するときは、預り証と引換えに返還するものとする。

(申請人その他の関係者に対する質問)

第八条 公安委員会は、申請人その他の関係者に対し質問したときは、その陳述内容を陳述録取書(別記様式第九号)に録取し、これを陳述人を読み聞かせて誤りのないことを確認し、署名押印させなければならない。

(申請人その他の関係者からの物件の提出等)

第九条 公安委員会は、申請人その他の関係者に対し物件の提出を求めるときは、物件提出依頼書(別記様式第十号)により依頼するものとする。

2 前項の依頼により提出された物件を留め置かせるときは、提出者に留め置き証(別記様式第十一号)を交付しなければならない。

3 公安委員会は、物件留め置き簿(別記様式第十二号)を備え付け、物件を留め置きしたときは、必要な事項を記載しておかなければならない。

4 物件を返還するときは、留め置き証と引換えに返還するものとする。

(検証)

第十条 公安委員会は、検証を行ったときは、検証調書(別記様式第十三号)を作成するものとする。

(再審査の申請に関する調査の専決)

第十一条 法第二百三十条第三項において準用する法第六十条第二項の規定による再審査の申請の調査に関する公安委員会の権限に属する事務のうち、次の各号に掲げる事務については、本部長に専決させることができる。

一 法第二百三十条第三項において準用する法第六十条第二項の規定による職員
の指名に関すること。

二 第六条に規定する補正命令に関すること。

三 第七条に規定する留置業務管理者に対する報告若しくは資料等の提出命令等に関すること。

四 第八条に規定する申請人その他の関係者に対する質問に関すること。

五 第九条に規定する申請人その他の関係者からの物件の提出等に関すること。

六 第十条に規定する検証に関すること。

2 本部長は、前項に掲げる事務を主管課長に専決させることができる。ただし、特に重要と認められる事項についてはこの限りでない。

(執行停止)

第十二条 公安委員会は、法第二百三十条第三項において準用する審査法第三十四条第二項の規定により再審査の申請に係る処分について執行停止したときは、当該申請人に対し執行停止通知書(別記様式第十四号)により通知するものとする。

2 前項の執行停止通知書は、ファクシミリ装置その他隔地者間の通信手段で文字による通信内容の記録が受信者に提供されるものを用いて送信することができるものとする。

(執行停止の取消し)

第十三条 公安委員会は、法第二百三十条第三項において準用する審査法第三十五条の規定により再審査の申請に係る処分についての執行停止を取消したときは、当該

申請人に対し執行停止取消通知書（別記様式第十五号）により通知するものとする。
2 前項の執行停止取消通知書は、前条第二項に規定する方法で送信することができるものとする。

（裁決）

第十四条 法第二百三十条第三項において準用する審査法第四十条の規定による裁決は、裁決書（別記様式第十六号）により行うものとする。

（裁決書の謄本の送付）

第十五条 公安委員会は、申請人が本部長が設置する留置施設と異なる刑事収容施設に収容又は留置されている場合には、裁決書の謄本を当該刑事収容施設の長（刑事施設の長、留置業務管理者及び海上保安留置業務管理者をいう。）に送付するものとする。

2 留置業務管理者は、法第二百三十条第三項において準用する審査法第四十二条第二項の規定により裁決書の謄本が申請人に送付されたときは、速やかにこれを交付するものとする。ただし、釈放その他の事由により申請人に裁決書の謄本を交付できないときは、公安委員会に返送するものとする。

（再審査の申請の取下げ）

第十六条 留置業務管理者は、申請人が、再審査の申請を取下げを希望する場合には、その者に対し、再審査申請取下書（別記様式第十七号）の用紙を交付するものとする。

2 留置業務管理者は、再審査申請取下書を自書することができない者から代書の申出があつた場合には、留置業務管理者が指定する留置担当官に代書させるものとする。

3 公安委員会は、再審査申請取下書を受理したときは、再審査の処理を最終させるものとする。

第三章 事実の申告

（事実の申告書の用紙の交付及び作成）

第十七条 留置業務管理者は、被留置者が、法第二百三十二条第一項の規定による申告（以下この章において単に「申告」という。）をすることを希望する場合には、その被留置者に対し事実の申告書（別記様式第十八号）の用紙を交付するものとする。

2 第四条の規定は、事実の申告書の作成について準用する。この場合において、同条中「再審査申請書」とあるのは「事実の申告書」と、「再審査の申請」とあるのは

は「申告」と読み替えるものとする。

（申請期間）

第十八条 法第二百三十二条第三項において準用する審査法第十四条に規定する審査請求期間には、留置施設において事実の申告書の送付手続に要した日数を含めるものとする。

（再審査の申請に関する規定の準用）

第十九条 第六条から第十条までの規定は、事実の申告について準用する。この場合において、「法第二百三十条第三項」とあるのは「法第二百三十二条第三項」と、「再審査の申請」とあるのは「申告」と、「申請人」とあるのは「申告人」と読み替えるものとする。

（申告に関する調査の専決）

第二十条 法第二百三十二条第三項において準用する法第六十条第二項の規定による申告の調査に関する公安委員会の権限に属する事務のうち、次の各号に掲げる事務については、本部長に専決させることができる。

一 法第二百三十二条第三項において準用する法第六十条第二項の規定による職員の名指名に関すること。

二 前条において準用する第六条に規定する補正命令に関すること。

三 前条において準用する第七条に規定する留置業務管理者に対する報告若しくは資料等の提出命令等に関すること。

四 前条において準用する第八条に規定する申告人その他の関係者に対する質問に關すること。

五 前条において準用する第九条に規定する申告人その他の関係者からの物件の提出等に関すること。

六 前条において準用する第十条に規定する検証に関すること。

2 本部長は、前項に掲げる事務を主管課長に専決させることができる。ただし、特に重要と認められる事項についてはこの限りでない。

（確認の結果の通知）

第二十一条 公安委員会は、法第二百三十二条第三項において準用する法第六十四条第一項に規定する事実の有無について確認したときは、その結果を申告に係る留置業務管理者に通知書（別記様式第十九号）により通知するものとする。

2 留置業務管理者は、通知書が申告人に送付されたときは、速やかにこれを交付するものとする。ただし、釈放その他の事由により申告人に通知書を交付できないと

きは、申告先である公安委員会に返送するものとする。

(事実の申告の取下げ)

第二十二条 留置業務管理者は、申告人が申告を取下げを希望する場合には、その者に対し、事実の申告取下書(別記様式第二十号)の用紙を交付するものとする。

2 留置業務管理者は、事実の申告取下書を自書することができない者から代書の申出があった場合には、留置業務管理者が指定する留置担当官に代書させるものとする。

3 公安委員会は、事実の申告取下書を受理したときは、事実の申告の処理を終わらせるものとする。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

別記様式第1号 (第2条関係)

再審査申請書・事実の申告書受付台帳

年

受付番号	受付日	種別	申請(告)人氏名等	受付担当者	送付日	送付先受領者印
	月 日	<input type="checkbox"/> 再審査申請書 <input type="checkbox"/> 事実の申告書		㊟	月 日	課 ㊟
	月 日	<input type="checkbox"/> 再審査申請書 <input type="checkbox"/> 事実の申告書		㊟	月 日	課 ㊟
	月 日	<input type="checkbox"/> 再審査申請書 <input type="checkbox"/> 事実の申告書		㊟	月 日	課 ㊟
	月 日	<input type="checkbox"/> 再審査申請書 <input type="checkbox"/> 事実の申告書		㊟	月 日	課 ㊟
	月 日	<input type="checkbox"/> 再審査申請書 <input type="checkbox"/> 事実の申告書		㊟	月 日	課 ㊟
	月 日	<input type="checkbox"/> 再審査申請書 <input type="checkbox"/> 事実の申告書		㊟	月 日	課 ㊟
	月 日	<input type="checkbox"/> 再審査申請書 <input type="checkbox"/> 事実の申告書		㊟	月 日	課 ㊟
	月 日	<input type="checkbox"/> 再審査申請書 <input type="checkbox"/> 事実の申告書		㊟	月 日	課 ㊟
	月 日	<input type="checkbox"/> 再審査申請書 <input type="checkbox"/> 事実の申告書		㊟	月 日	課 ㊟

注) 「再審査申請書」又は「事実の申告書」の写しを編みつけること。

別記様式第2号 (第2条関係)

再 審 査 申 請 書 受 付 表

		受理番号	
受 付	年 月 日 時 分	取扱者	
送達方法	<input type="checkbox"/> 郵便(簡易書留) <input type="checkbox"/> 一般(特定)信書便 <input type="checkbox"/> その他 ()		
再 審 査 の 申 請 人 の 住 所 氏 名 等	住所(留置施設に留置されている者にあつては、当該留置施設の置かれる警察本部又は警察署の名称) 氏名又は名称		
	電話番号	年齢	歳
公安委員会 (再審査庁) の 受 理	年 月 日 時 分	主管課長	
再 審 査 の 申 請 書 に 記 載 さ れ て い る 内 容 の 確 認	1 再審査の申請ができる者か(審査の申請の裁決に不服のある者か) <input type="checkbox"/> 申請できる者 <input type="checkbox"/> 申請できない者 2 再審査の申請人が自らしたものか、又は自書することができない者で代書の申し出があつた者か <input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 代書 3 記載事項は法第 230 条第 3 項で認替える行政不服審査法第 15 条第 1 項第 1 号から第 6 号まで全てが記載されているか <input type="checkbox"/> 全部 <input type="checkbox"/> 一部 4 再審査の申請人が法人等の場合、代表者又は管理人の氏名及び住所が記載されているか <input type="checkbox"/> 法人等の場合 (<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無) <input type="checkbox"/> 法人等でない 5 再審査の申請人の押印又は指印があるか <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 6 審査の申請についての裁決の告知があつた日の翌日から起算して 30 日以内の申請か (やむを得ない理由があるときはその理由がやんだ日の翌日から起算して一週間以内に限ることと郵便等の送付に要した日数は参入しないことに注意) <input type="checkbox"/> 期間内 <input type="checkbox"/> 期間経過		
報告年月日	公安委員会	年 月 日	年 月 日
備 考			

注 1) には、該当するところに☑とチェックを入れること。
 注 2) 法とは「刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律」をいう。

要 旨 等	1 審査の申請の裁決の告知があつた日 年 月 日 2 要旨
公安委員会 処理方針等	
処理状況等	
処理結果	裁 決 内 容 年 月 日
備 考	

別記様式第3号 (第2条関係)

事 実 の 申 告 書 受 付 表

		受理番号	
受 付	取 扱 者	年 月 日	時 分
送 達 方 法	<input type="checkbox"/> 郵便 (簡易書留) <input type="checkbox"/> 一般(特定)信書便 <input type="checkbox"/> その他 ()		
申 告 人 の 氏 名 等	氏 名	年 齡	歳
公安委員会 の 受 理	留置施設の置かれる警察本部又は警察署の名称 年月日 時 分 主管課長		
事実の申告書に記載されている内容の確認	1 事実の申告ができる者か (通知の内容に不服のある者か) <input type="checkbox"/> 申告できる者 <input type="checkbox"/> 申告できない者 2 申告人が自らしたものか。又は自書することができない者で代書の申し出があった者か <input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 代書 3 刑事収容法施行令第15条に規定する記載事項が全部記載されているか <input type="checkbox"/> 全部 <input type="checkbox"/> 一部 4 事実の申告の通知を受けた日の翌日から起算して30日以内の申告か (やむを得ない理由があるときはその理由がやんだ日の翌日から起算して一週間以内に限ることと郵便等の送付に要した日数は参入しないことに注意) <input type="checkbox"/> 期間内 <input type="checkbox"/> 期間経過		
報告年月日	公安委員会	年 月 日	年 月 日
備 考			

注1) □には、該当するところに☑とチェックを入れること。

注2) 刑事収容法とは「刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律」をいう。

要 旨 等	1 通知を受けた年月日 年 月 日 2 要旨
公安委員会 処理方針等	
処理状況等	
処理結果	通 知 内 容
備 考	通知年月日

別記様式第4号 (第3条関係)

青森県公安委員会 殿

年 月 日

再審査の申請人の住所

氏名又は名称

⑩

年齢 歳

再 審 査 申 請 書

1 再審査の申請に係る処分

2 再審査の申請に係る処分があったことを知った年月日
年 月 日

3 再審査の申請の趣旨及び理由

4 処分庁の教示の有無及びその内容

5 再審査の申請の年月日
年 月 日

別記様式第5号 (第6条関係)

青公委第 号
年 月 日

住所

氏名

殿

青森県公安委員会 印

補 正 命 令 書

あなたの { 再審査申請書 } は、次の事項について不適法ですから
事実の申告書

年 月 日までに、補正のうえ提出してください。

なお、正当な理由がなく期日までに提出されなるときは不適法なものとし

て { 再審査の申請 } を却下します。
事実の申告

1

2

別記様式第6号 (第7条関係)

青公委第 年 月 日 号	留置業務管理者 警察署長 殿	青森県公安委員会 印
報告、資料等提出命令書		
再審査の申請人 (申告人)	に係る	
再審査の申請 事実の申告	の調査に必要なので、次のことを命じます。	
1		
2		

別記様式第7号 (第7条関係)

青公委第 年 月 日 号	留置業務管理者 警察署長 殿	青森県公安委員会 印
預 り 証		
再審査の申請 (事実の申告) の調査のため次のものを預かりました。		
1 再審査の申請人の住所、氏名 (事実の申告の場合は、氏名のみ)		
2 預かった日 年 月 日		
3 預かった資料その他の物件の品名及び数量		
担当者	電話	
※ この預り証と引替えに上記資料その他の物件を返します。		

別記様式第8号(第7条関係)

資 料 等 保 管 簿

整理 番号	品 名	数 量	預 か っ た 年 月 日	提 出 者	保 管 者 の 印	返 還 年 月 日	引 渡 者 氏 名	受 取 者 氏 名

別記様式第9号(第8条関係)

陳 述 録 取 書

陳述人
住所
氏名

年 月 日生 (歳)

上記の者は、年 月 日 において、
本職に対し、次のとおり陳述した。

1

2

3

4

5

6

7

陳述人 ㊟

上記のとおり録取して読み聞かされたところ、誤りのないことを申し立て
て署名 印した。
前同日

所属
階級
氏名

㊟

別記様式第 10号 (第 9 条関係)

住所	殿	青森県公安委員会	印
氏名			
物 件 提 出 依 頼 書			
<p>再審査の申請 (事実の申告) の調査のため、必要がありますので、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律 (平成 17 年法律第 50 号) 第 3 条第 3 項において準用する同法第 160 条第 2 項の規定により物件の提出をお願いします。</p>			
<ol style="list-style-type: none"> 1 再審査の申請 (事実の申告) の要旨 2 再審査の申請人の住所、氏名 (事実の申告の場合は、氏名のみ) 3 提出を求める品名及び数量 4 提出を求める理由 5 提出期限 年 月 日 6 提出場所 			
担当者		電話	

別記様式第 11号 (第 9 条関係)

住所	殿	青森県公安委員会	印
氏名			
留 め 置 き 証			
<p>再審査の申請 (事実の申告) の調査のため次のものを留め置きました。</p>			
<ol style="list-style-type: none"> 1 再審査の申請人の住所、氏名 (事実の申告の場合は、氏名のみ) 2 留め置いた日 年 月 日 3 留め置いた物件の品名及び数量 4 権利放棄の有無 			
担当者		電話	
<p>※ この留め置き証と引替えに上記物件をお返しすることになりますから、大切に保管してください。</p>			

別記様式第12号 (第9条関係)

物 件 留 め 置 き 簿

整理番号	品名	数量	留め置き日 した年月	提出者の 住所,氏名	保管者 の印	返還 年月日	引渡者 氏名	受取者 住所,氏名

別記様式第13号 (第10条関係)

検 証 調 書

青森県公安委員会に対する再審査の申請 (事実の申告) について行った

検証の結果は、次のとおりです。

年 月 日

所属

階級

氏名

㊟

- 1 再審査の申請 (事実の申告) の要旨
- 2 再審査の申請人の住所、氏名 (事実の申告の場合は、氏名のみ)
- 3 検証の日時及び場所
- 4 検証立会人の住所及び氏名
- 5 検証の目的
- 6 検証の経過
- 7 その他参考事項

別記様式第 14号 (第 12条関係)

青公委第 年 月 日	
住所 氏名	殿
青森県公安委員会 印	
執 行 停 止 通 知 書	
再審査の申請に係る処分について、次のとおり執行停止したので通知しま す。	
1	再審査の申請の要旨
2	再審査の申請人の住所、氏名
3	再審査の申請に係る処分
4	執行停止の内容
5	執行停止の期間

別記様式第 15号 (第 13条関係)

青公委第 年 月 日	
住所 氏名	殿
青森県公安委員会 印	
執 行 停 止 取 消 通 知 書	
再審査の申請に係る処分についての執行停止を、次のとおり取消したので 通知します。	
1	再審査の申請の要旨
2	再審査の申請人の住所、氏名
3	再審査の申請に係る処分
4	執行停止の期間
5	執行停止を取消した理由

別記様式第 16 号 (第 14 条関係)

青公委第 号
年 月 日

住所
氏名

殿

青森県公安委員会 印

裁 決 書

あなたの再審査の申請については、次のとおり裁決いたします。

1 主文

2 再審査の申請の趣旨及び理由

3 裁決の理由

この裁決については、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 箇月以内に、青森県を被告として（当該訴訟において青森県を代表する者は青森県公安委員会となります。）、裁決の取消しの訴えを提起することができます。ただし、この裁決の取消しの訴えにおいては、不服申立ての対象とした処分が違法であることを理由として、裁決の取消しを求めるときはできません。
処分の違法を理由とする場合は、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 箇月以内に、青森県を被告として（当該訴訟において青森県を代表とする者は青森県公安委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

別記様式第 17 号 (第 16 条関係)

年 月 日

青森県公安委員会 殿

住所

氏名又は名称

印

年齢 歳

再 審 査 申 請 取 下 書

私は、このたび次の理由により再審査の申請を取り下げます。

1 取下げる再審査の申請

2 取下げの理由

別記様式第 18 号 (第 17 条関係)

青森県公安委員会 殿

年 月 日

申告をする者の氏名

年齢 歳

留置施設の置かれる警察本部
又は警察署の名称

事 実 の 申 告 書

1 申告に係る事実

2 申告の年月日

年 月 日

3 通知を受けた年月日

年 月 日

別記様式第 19 号 (第 21 条関係)

青公委第 号

年 月 日

氏名 殿

青森県公安委員会 印

通 知 書

あなたの事実の申告については、次のとおり通知いたします。

1

Large empty rectangular box for content.

別記様式第 20 号 (第 22 条関係)

年 月 日

青森県公安委員会 殿

氏名

年齢 歳

留置施設の置かれる警察本部
又は警察署の名称

事 実 の 申 告 取 下 書

私は、このたび次の理由により事実の申告を取り下げます。

1 取下げる事実の申告

2 取下げる理由

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
森 森 号
県

(印刷所・販売人)
青森市第二間屋町三丁目一番七
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭